

Q 1

医療事務 119 番 鶴巻 ひとみ様の記事で勉強させて頂いてますが
V o l 6 で、居宅の患者さんでは全てが介護保険優先と書かれてあり
私も理解してましたが、
「介護保険のみなし指定」を最初から辞退している方や
途中から辞退届を出した先生でも
要介護認定者にはいわゆる「指導」を医療保険で請求する事は
出来ないのでしょうか？

ご教授お願いします。

Q 2

・「歯科点数表の解釈」によれば
短期入所生活介護を受けている患者に対しては施設訪問診療が可能です。
短期入所療養介護を受けている患者について記載がありませんが、
いかがでしょうか？

Q 3

大石さま

以前頂いた資料ですが、
これによると介護認定を受けている患者に歯算定できないとあります。
こちらについても教えてください

① 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料は居宅療養管理指導を算定している場合も算定可能でしょうか？

【回答】

算定できません。

在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料は介護保険との給付調整に該当するため、**介護保険算定患者または居宅の要介護認定者には算定できない旨**、厚生労働省より通知がなされました（平成 28 年 3 月 25 日保医発 0325 第 8 号）。

注意点は、居宅療養管理指導を算定している患者だけではなく、**要介護認定を受けている患者にも算定できない（居宅療養管理指導を算定していない場合でも）**ということです。

Q 4

勤務する社会福祉法人に歯科があります。

西の本拠地は特養同建物内に併設で、入居者は外来扱いになるため問題ないのですが、東の歯科が、医療併設で、関連施設のみの訪問を行っており、外来患者は基本的に診察がありません。

そこで、平成 29 年度より外来患者 5%未満の場合、訪問診療料の算定が不可となり、外来扱いの初再診のみの算定となりますが、

その場合、歯在管、栄養サポート加算の算定は可能でしょうか？

(算定要件は満たしている場合)